第８４回　大阪市住宅審議会
資料１

住宅審議会答申（H22.2）に基づく施策の実施状況

Ⅰ．「今後の住宅施策の方向について」（平成 22 年 2 月答申）の体系　・・・・１

Ⅱ．住宅施策の実施状況

（１）安全・安心な住宅・住環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（２）居住安定確保に向けた取り組みの強化・・・・・・・・・・・・・・４

（３）魅力あるまちづくりと居住文化の継承・・・・・・・・・・・・・・６

（４）幅広い都市居住ニーズへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（５）住宅の長期利用とストックの再生・有効活用・・・・・・・・・・９

（６）環境に配慮した住まい・まちづくりの推進・・・・・・・・・・１１

（７）総合的な住情報提供プログラムの構築・・・・・・・・・・・・・１３

平成２３年３月

Ⅰ．今後の住宅施策の方向について（平成 22 年 2 月答申）の体系

大阪市の住宅政策を取り巻く現状と課題

（１）少子高齢化の進行と中堅層の市外転出
- 人口の都心回帰
- 少子高齢化の一層の進行
- 人口減少社会の到来
- 中堅層の市外転出傾向

（２）一層の改善・向上が求められる住宅の水準
- 改善が必要な住宅ストックの存在
- 新設住宅の供給戸数の減少と小規模化
- 活性化が求められる既存住宅流通
- 市営住宅ストックと管理の状況

（３）潜在する多彩なまちの魅力
- 数多く存在する地域資源
- 住宅や住環境に対する評価
- 市民のまちづくりへの高い参加意向

（４）まちに求められる安全性の確保
- 大規模地震による甚大な被害想定
- 広範囲に分布する密集住宅市街地
- 多発する街頭犯罪
- 安全・安心に関わる住情報ニーズの高まり

（５）地球温暖化等の環境問題の深刻化
- 地球温暖化の進行
- 家庭部門等で増加する温室効果ガス排出量
- ヒートアイランド現象の深刻化
- 一層の促進が求められる市内の緑化

（６）住宅政策にかかる国の動向と経済情勢の変化
- 住宅ストックの有効活用や住宅の長寿命化への動き
- 居住の安定確保に向けた動き
- 建築物に対する安全・安心確保に向けた動き
- 都市再生機構、住宅金融支援機構の独立行政法人化に伴う役割の転換
- 世界同時の急激な経済情勢の変化

住宅政策の基本目標

住みたい、住み続けたい、
住まいとまち大阪の実現

－「まちに住まう」新時代をめざして－

今後の施策の方向性

（１）安全・安心を支える住まい・まちづくり
- 居住安定の確保、居住水準の向上
- 建築物の耐震化
- 密集住宅市街地の整備
- 防犯性の向上　など

（２）まちの魅力をひきだす住まい・まちづくり
- 地域資源を活かした魅力あるまちづくり
- 居住文化の継承・発展
- 住情報・魅力情報の発信　　など

（３）都市の活力を高める住まい・まちづくり
- 中堅層の市内居住の促進
- 良質で多様な住宅ストックの形成
- 地域コミュニティの活性化
- 市営住宅資産を活用したまちづくり

など

（４）環境と調和する住まい・まちづくり
- 環境に配慮した住宅の整備促進
- ストックの有効活用
- 住宅・建築物の長期利用
- 既存住宅流通の円滑化　　など

施策展開にあたっての視点

（１）市民との協働
- 市民や企業、まちづくり団体等との協働によるまちづくり
- 市民と行政との交流の場の提供
- 市民活動のバックアップ

（２）ストックの有効活用
- 「フローからストック重視」の視点に立った施策展開
- 都市居住の中で蓄積された、人、もの、ネットワークなど、ハード・ソフトにわたる多様なストックの活用

（３）多彩な情報の発信・交流
- 市民と行政、市民どうしが容易に情報上の交流ができる情報ネットワークの構築
- 「情報の発信」を重要なツールと位置づけた施策展開

（４）様々な分野との連携・協力
- 福祉、子育て、教育、環境、観光分野等との連携、協力

（５）先導性の発揮
- 持続可能な都市への発展のモデルとなる先導的な施策の実施

今後取り組むべき主要な施策

	進捗度
（１）安全・安心な住宅・住環境づくり	
① 建築物の耐震化の促進	○
② 密集住宅市街地等における住環境の整備	◎
③ 地域の防犯性の向上	○
（２）居住安定確保に向けた取り組みの強化	
① 高齢者・障害者等の居住安定の確保	○
② 市営住宅の公平・公正な入居管理の実施	△
③ 住宅のバリアフリー化の促進	△
（３）魅力あるまちづくりと居住文化の継承	
① 住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備	◎
② 地域における自立的・継続的なまちづくり活動の支援	△
（４）幅広い都市居住ニーズへの対応	
① 新婚・子育て世帯の市内居住の促進	○
② 良質な都市型住宅の供給促進	△
③ 外国人の居住ニーズへの対応	△
（５）住宅の長期利用とストックの再生・有効活用	
① 住宅の長寿命化の促進	○
② 既存住宅流通市場の活性化	△
③ マンションの適正な維持管理と円滑な建替えの支援	△
④ 市営住宅ストックの有効活用と地域まちづくりへの貢献	○
（６）環境に配慮した住まい・まちづくりの推進	
① 省エネルギー・省CO_2型住宅・建築物の整備促進	◎
② 住宅・建築物におけるヒートアイランド対策の促進	◎
③ 都市における自然環境の創出	△
（７）総合的な住情報提供プログラムの構築	
① 多様化・高度化するニーズに応える住情報提供体制の充実	○
② 居住地の魅力情報の広域的な発信	△
③ 住まい・まちづくりに関わる学習プログラムの充実	○

Ⅱ．住宅施策の実施状況

（１）安全・安心な住宅・住環境づくり

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況		
①建築物の耐震化の促進		進捗度	○
○民間住宅の耐震改修の促進 ・耐震診断・改修補助事業 ・大阪市耐震改修支援機構 ・様々な改修の機会を捉えた耐震改修工事の促進 ・大規模地震に備えるためのガイドブックの作成	■耐震診断・改修補助事業（H17 年度～）〔Ｐ１〕 一定の要件を満たす民間住宅について耐震診断・改修費補助を実施 ➢耐震診断・耐震設計・工事費の見積もりをセットで行う「パッケージ耐震診断」を補助対象に追加（H21 年度～） ➢木造住宅の耐震改修費補助について、補助率・補助限度額の引き上げ（H21 年度～H23 年度） 補助率 23⇒50％　補助限度額 90 万円⇒100 万円 ➢簡易型耐震改修、シェルター型耐震改修に対する補助制度の創設（H20 年度～） ■大阪市耐震改修支援機構（H20 年度～）〔Ｐ１〕 ➢ＮＰＯや建築関係団体等と連携し、耐震化に関わる効果的な普及啓発を実施 ➢建物所有者の依頼に応じて耐震診断や耐震改修工事等の実績がある事業者を紹介（H21 年度～）		
○市営住宅の耐震化の推進 ・市営住宅の耐震診断・耐震改修の実施	■市営住宅の耐震化 耐震改修にかかる基本計画や実施設計、耐震改修工事を順次実施		
②密集住宅市街地等における住環境の整備		進捗度	◎
○老朽住宅の自主建替の促進 ・民間老朽住宅建替支援事業 ・老朽木造住宅の除却促進 ・優先地区における重点的な老朽住宅の除却・建替えの促進 ・建築指導行政との連携による未接道敷地の建替促進方策の検討	■民間老朽住宅建替支援事業（H4 年度～）〔Ｐ２〕 民間老朽住宅の自主建替えを促進するため、建替建設費や従前居住者向け家賃補助、賃貸住宅建設資金融資を行うとともに、ハウジングアドバイザーの派遣や建替え相談会等を実施 ➢優先地区について、補助率優遇や要件緩和を行うなど、重点的に建替えを促進 ➢狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度の創設（H23 年度～）新 優先地区において、狭あい道路に面する昭和 25 年以前に建築された老朽木造住宅等を除却する場合に、その費用の一部を補助する制度を創設 ■建築指導行政との連携による未接道敷地の建替促進 ➢未接道敷地での建築の特例許可（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可）基準の見直し（現況の通路幅員の緩和、建物の内装制限の強化）（H21 年度～）		

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
○避難路・防災活動空間等の確保 ・狭あい道路拡幅促進整備事業 ・まちかど広場の整備 ・主要生活道路不燃化促進整備事業 ・都市防災不燃化促進事業	**■狭あい道路拡幅促進整備事業（H15 年度～）〔Ｐ３〕** 狭あい道路を建築基準法で定められた幅員４ｍに拡幅するため、建物の建替え等に合わせて道路の拡幅整備を行う建築主等に対してその整備費の一部を補助する制度を実施 **■まちかど広場整備事業（H10 年度～）〔Ｐ３〕** 広場や公園等のオープンスペースが不足しているエリアにおいて、市の未利用地等を活用し、アドバイザー派遣によるワークショップ方式により計画づくりを進め、地域の活力を引き出しながら、市民との協働により、一次避難場所や地域の防災活動の場となるまちかど広場を整備 **■主要生活道路不燃化促進整備事業（H20 年度～）〔Ｐ４〕** 市街地大火の延焼拡大を遅延させるとともに、避難・消防活動の円滑化を図るため、地域住民によるまちづくり協定等が締結された路線を「防災コミュニティ道路」として認定し、沿道建築物の建替え等にあわせたセットバックと不燃化を誘導するための補助を実施 **■都市防災不燃化促進事業（S55 年度～）〔Ｐ４〕** 本市の指定する避難路の沿道区域における建築物の不燃化を促進するため、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に補助 **➢面積要件の緩和、準耐火建築物についても助成対象に追加（H23 年度～）新**
○密集住宅市街地整備のモデル事業の推進 ・密集住宅市街地整備事業（生野区南部地区、西成地区）	**■生野区南部地区整備事業（H6 年度～）〔Ｐ５〕** 老朽住宅の建替促進や狭あい道路の拡幅整備、都市計画道路や都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施。 特に老朽住宅が集中する地区において、限定的に住宅地区改良事業を実施 **■西成地区整備事業（H11 年度～）** 老朽住宅の建替促進、狭あい道路の拡幅整備を進め、特に老朽住宅が集中する地区において、限定的に住宅地区改良事業を実施

③地域の防犯性の向上	進捗度	○
○防犯性の高い住宅の供給促進 ・防犯性の高い住まいづくりの促進に向けた普及啓発の強化	**■住まい情報センターにおける普及啓発** 住まい情報センターにおいて、セミナー「住まいの防犯」を開催（H22 年度）	
○地域防犯カメラの設置支援 ・地域防犯カメラ設置費補助制度	**■防犯カメラ設置費補助制度（受付期間：H21～22 年度）〔Ｐ６〕** 道路や公園等の公共的な空間を写すなど地域防犯に資する防犯カメラを、町会やマンションの管理組合等が設置する場合に、その費用の一部を補助 平成 23 年度からは、区役所・地域・警察署が連携して、犯罪発生の状況やこれまでの防犯カメラの設置状況などの分析を踏まえ、重点的なカメラ設置を促進する制度を実施	
○市営住宅の空き住戸等を活用した地域防犯活動への支援 ・地域防犯活動の支援に向けた市営住宅空き住戸等の活用（地域安全対策推進モデル区：東淀川区、東住吉区、平野区） ・上記取組みの対象地域の拡大	**■地域の防犯活動の支援に向けた市営住宅空き住戸・空き駐車場の活用（H21 年度～）〔Ｐ６〕** 防犯活動を実施する地域団体等に対して、活動拠点や青色防犯パトロール車の保管場所として、市営住宅の空き住戸・空き駐車場を提供 **➢対象エリアを、「地域安全対策推進モデル区」から「市営住宅のある全ての区」に拡充（H22 年度～）新**	

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（２）居住安定確保に向けた取り組みの強化

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
①高齢者・障害者等の居住安定の確保	進捗度 ○
○民間賃貸住宅への入居支援 ・福祉部局等と連携・協力し、高齢者等の賃貸住宅への入居支援策の検討 ・あんしん賃貸支援事業の充実（福祉部局等と連携し、入居支援サービスなどの情報発信を実施） ・高齢者安心入居の情報提供 ・地域で活動する住宅事業者・福祉サービス事業者等の相互連携を促進	**■高齢者安心入居の情報提供（H13 年度～）** 高齢者の住まい探しに積極的に協力してもらえる「協力不動産店」を登録し、住まい情報センターにおいてこれら不動産店の情報を提供 **■大阪あんしん賃貸支援事業（H19 年度～）〔Ｐ７〕** 大阪府や福祉部局等と連携し、高齢者や障害者等の入居を拒まない賃貸住宅等の情報を提供 **➢居住支援団体の登録（H22 年度～）新** 高齢者や障害者等に対する入居前、入居後のサポートを行うＮＰＯ等の団体を登録、情報提供
○生活支援施設を併設する高齢者向け賃貸住宅の供給促進 ・生活支援サービスを提供する施設が併設される、良質な民間賃貸住宅の供給促進	**■生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定（H22 年度～）新〔Ｐ７〕** 民間の土地所有者等が、国の補助事業「高齢者等居住安定化推進事業」を活用して、良好な居住環境を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設を一体的に整備する場合に、供給計画を認定
②市営住宅の公平・公正な入居管理の実施	進捗度 △
○住宅困窮度の高い世帯への住宅の提供 ・ＤＶ被害者などを対象とする随時入居の募集 ・高齢者や障害者世帯等を対象とする優先選考 ・ケア付き住宅の提供	**■公正で公平な管理の推進と真の住宅困窮者への支援〔Ｐ８〕** ・緊急的な住宅困窮者に対する随時募集制度の導入（H18 年度～） ・ＤＶ被害者等に対する優先入居の実施（H19 年度～） ・市営住宅からの暴力団員排除に向けた市営住宅条例の改正（H19 年度） ・大阪市営住宅迷惑行為措置要綱に基づく近隣迷惑行為への的確な措置を実施（H19 年度～） **■市営住宅における福祉施策との連携〔Ｐ８〕** ・市営住宅の建替え等に際し、ケア付き住宅を供給（高齢者ケア付き：H3 年度～、障害者ケア付き：H13 年度～） ・高齢者・障害者世帯、母子世帯等の優先入居の実施（S42 年度～）
○公平・公正な入居管理の推進 ・11 回落選者特別措置制度の見直しを検討 ・家賃減免制度の見直しを検討	**■「家賃減免制度」及び「11 回落選者特別措置制度」の見直し〔Ｐ８〕** 議会での議論や入居監理委員会での審議も踏まえ、引き続き検討

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況		
③住宅のバリアフリー化の促進		進捗度	△
○民間住宅のバリアフリー化の促進 ・介護保険制度を活用した住宅改修にかかる技術審査 ・福祉部局との連携による、ケアマネージャーに対する研修、住宅改修に関する相談窓口の設置、事例集の作成等 ・マンション共用部分のバリアフリー化に対する支援（法的・技術的な情報提供など）	**■介護保険制度を活用した住宅改修〔健康福祉局実施〕〔Ｐ８〕** ・介護保険を活用し、段差解消や手すり設置などの住宅改修を支援 ・高齢者住宅改修費助成事業を活用し、介護保険の支給対象とならない部分の住宅改修等を支援 **■住まい情報センターにおける情報提供（H11 年度～）** 住宅のバリアフリー化等をテーマとしたセミナーを実施するなど、民間住宅のバリアフリー化に向けた情報を提供		
○市営住宅におけるバリアフリー化の推進 ・建替えに際して、全住戸でバリアフリー設計を採用 ・エレベーターのない中層住宅へのエレベーター設置	**■市営住宅のバリアフリー化の推進** ・市営住宅の建替え時において高齢化対応設計を導入 ・既存住宅の全面的改善により段差の解消や手すりを設置するなど、市営住宅のバリアフリー化を推進		

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔　〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（３）魅力あるまちづくりと居住文化の継承

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
①住宅・建築物の修景等によるまちなみの整備	進捗度 ◎
○ＨＯＰＥゾーン事業の推進 ・ＨＯＰＥゾーン事業（平野郷地区、住吉大社周辺地区、空堀地区、船場地区、天満地区、田辺地区） ・事業地区内における修景上のポイントとなる道路の美装化 ・魅力ある資源があり、地域主体のまちづくりの気運が高い地域等における新たな事業展開 ・事業区域内のより多くの建物が、地区毎に定められたまちなみガイドラインに沿って計画されるよう普及啓発、新たな仕組みづくり	**■ＨＯＰＥゾーン事業〔Ｐ９～１１〕** 歴史的・文化的な雰囲気やまちなみなどに恵まれた地域において、住民等と連携しながら、地域特性を活かした建物等の修景整備への補助や公共施設の修景整備等を実施 **・平野郷地区（H11 年度～）** **・住吉大社周辺地区（H12 年度～）** **・空堀地区（H16 年度～）** **・船場地区（H20 年度～）** **・天満地区（H20 年度～）** **➢天神新門界隈において「石畳舗装」等による道路修景整備に着手（H23 年度～）新** **・田辺地区（H20 年度～）**
○歴史的建築物の保存・再生によるまちづくりの推進 ・地域の魅力を高め、地域に愛される歴史的な建築物の保存・再生・活用に対する支援策の検討	**■（仮称）まちなみ資源の再生・活用事業（H23 年度～）新〔Ｐ１２〕** 大阪の特徴的なまちなみ資源である近代建築等について、外観の修復やライトアップにかかる工事費の一部を補助することにより、都市の魅力を高める資源として再生整備
②地域における自立的・継続的なまちづくり活動の支援	進捗度 △
○マイルドＨＯＰＥゾーン事業の推進 ・マイルドＨＯＰＥゾーン事業（上町台地）	**■マイルドＨＯＰＥゾーン事業（H18 年度～）〔Ｐ１２〕** ・上町台地のうち約 900ha を都市居住促進のリーディングゾーンとして位置付け、ＮＰＯ等の活動支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を実施 ・地域魅力を高めるポイントとなる四天王寺・夕陽ヶ丘エリアでの重点的な修景整備を実施 ・四天王寺西門前門前町において、今後のまちなみづくりのモデルとなる建物修景整備を実施（H21 年度）
○住まい情報センターを拠点とした地域まちづくりへの支援 ・住まい・まちづくりネットワーク事業の充実 ・大阪くらしの今昔館スタッフ等による大阪の都市居住文化に関する出前講座の実施 ・多様な媒体を通じたまちづくり活動のＰＲなど、大阪の魅力向上に貢献している市民活動を表彰	**■住まい情報センターを拠点とした地域まちづくりへの支援** ・ＮＰＯ等のまちづくり団体との協働・交流を促進する「住まい・まちづくり・ネットワーク」の活用

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（４）幅広い都市居住ニーズへの対応

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況		
①新婚・子育て世帯の市内居住の促進		進捗度	○
○分譲住宅購入融資利子補給制度の拡充 ・新婚世帯向け家賃補助制度 ・市営住宅の新婚・子育て世帯向けの別枠募集 ・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の拡充	**■新婚世帯向け家賃補助制度（H3 年度～）〔Ｐ１３〕** 市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、初期の住居費負担の軽減を図る家賃補助を実施 **■市営住宅における新婚・子育て世帯向け別枠募集** 市営住宅における新婚・子育て世帯向け別枠募集の拡大（H18 年度～） **■子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度（H17 年度～）〔Ｐ１３〕** 市内で供給される民間住宅をはじめて購入する子育て世帯について、住宅ローンに対し利子補給を実施 ➢対象**となる住宅ローン金利の緩和や利子補給期間の延長（3 年間⇒5 年間）など制度を拡充（H22 年度～）新**		
○子育て世帯等のニーズに対応した住宅の供給促進 ・子育て安心マンション認定制度 ・子育て安心マンションを購入する世帯を対象とした住宅ローン金利優遇 ・総合設計制度を活用した子育て安心マンションの供給促進 ・民間すまいりんぐ供給事業（子育て支援等公社ストック活用制度）	**■子育て安心マンション認定制度（H17 年度～）〔Ｐ１３〕** ハード・ソフトの両面での基準を満たす、子育てに適した民間マンションを「子育て安心マンション」として認定し、広く情報を発信 ➢総合設計制度との連携による容積ボーナス制度の実施（18 年度～） ➢住宅金融支援機構との連携のもと、民間金融機関の協力により、子育て安心マンションを購入される方を対象に、住宅ローンの金利を優遇する制度を開始（H18 年度～） **■民間すまいりんぐ供給事業（子育て支援等公社ストック活用制度）（H16 年度～）** 公社借上型民間すまいりんぐのうち、一定の条件を満たす住宅に入居する子育て世帯等を対象に、入居者の負担を軽減		

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
②良質な都市型住宅の供給促進	進捗度 △
○良質な集合住宅の供給促進 ・防災力強化マンション、子育て安心マンションなどを通じた、良質な民間マンションの供給促進 ・住まい公社の賃貸住宅について、老朽化した住宅の計画的な建替え、適切な維持管理 ・ワンルーム形式集合建築物指導要綱による適正な管理の促進 ・民間すまいりんぐ供給事業 ・民間金融機関等と連携し、認定マンションに対する取得促進策を実施	**■防災力強化マンション認定制度（H21 年度～）〔Ｐ１４〕** 耐震性や耐火性などの建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信 ➢**住宅金融支援機構との連携のもと、民間金融機関の協力により、防災力強化マンションを購入される方を対象に、住宅ローンの金利を優遇する制度を開始（H22 年度～）新** **■子育て安心マンション認定制度（H17 年度～）【再掲】** **■ワンルーム形式集合建築物指導要綱の改正（H21 年度～）〔計画調整局実施〕** 管理面の指導の充実（管理人室の設置や管理人による巡回、駐輪施設の設置指導強化等） **■民間すまいりんぐ供給事業（H3 年度～）** 国の「特定優良賃貸住宅制度」を活用し、民間活力の導入により、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの良質な賃貸住宅を供給 **■民間金融機関との連携による、認定マンションの取得支援（H18 年度～）** 住宅金融支援機構との連携のもと、民間金融機関の協力により、子育て安心マンション、防災力強化マンションを購入される方を対象に、住宅ローンの金利を優遇する制度を実施
○良質な戸建住宅の供給促進 ・優れた都市型戸建住宅の表彰、情報発信 ・戸建住宅における住宅性能表示制度の利用促進 ・市営住宅建替余剰地等を活用した良質な戸建住宅の供給促進	**■ハウジングデザイン賞における表彰（S62 年度～）** 魅力ある良質な都市型集合住宅の建設を促進するとともに、広く市民の方々や住宅供給に携わる人々の住宅に対する意識の向上を図るため、市内で建設された魅力ある良質な都市型集合住宅に対し、表彰を実施
③外国人の居住ニーズへの対応	進捗度 △
・外国人ビジネスマン等の居住ニーズに的確に応える情報提供 ・外国人ビジネスマン等の居住ニーズにも対応する良質な住宅・住環境の整備促進について検討 ・留学生向け借上賃貸住宅供給事業	**■住まい情報センターにおける各種住宅情報の提供と相談（H11 年度～）〔Ｐ１４〕** 外国人に対する住まいに関する相談・情報提供について、（財）大阪国際交流センターと連携し、トリオフォンを活用して３言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語）で対応 **■外国人ビジネスマン居住支援制度（H14 年度～）** 市内の外資系企業等に勤務する外国人を対象に、公社賃貸住宅の空き住戸に関する情報提供等を実施 **■留学生向け住宅の供給（H12 年度～）** 民間賃貸住宅を住宅供給公社が借り上げ、私費留学生に低廉な家賃で良質な住宅を供給 町会活動への参加や交流を深めるイベントを通じて、地域における国際交流にも貢献

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（５）住宅の長期利用とストックの再生・有効活用

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
①住宅の長寿命化の促進	進捗度 ○
○長期優良住宅の供給促進 ・長期優良住宅の認定 ・長期優良住宅として認定された住宅を登録する制度を創設し、その登録情報を発信	**■長期優良住宅の認定（H21 年度～）** 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造及び設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を長期優良住宅として認定
○住宅改修への支援 ・信頼できる住宅改修事業者の情報提供	**■住まい情報センターにおける相談・情報提供** **・リフォネットの登録事業者の情報を提供（H17 年度～）** （財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの運営サイトに登録されているリフォーム事業者の情報を提供 **・悪質リフォーム対策の実施（H17 年度～）** 大阪市消費者センターと連携したセミナーの実施や、大阪府と連携したリーフレットの作成など、悪質リフォーム対策を推進
○住宅の適切な維持管理に関する普及啓発 ・専門家団体等との連携によるセミナーやシンポジウム等の開催 ・ハウジングデザイン賞について、適切な維持管理を行う共同住宅など、幅広い分野を表彰する制度へと拡充	**■専門家団体等との連携による普及啓発** マンション管理支援機構において、分譲マンションの適切な維持管理に関するセミナー等を開催 **■ハウジングデザイン賞における表彰（S62 年度～）〔Ｐ１５〕** **➢既存建築物の再生や、良好な維持管理が行われている住宅を表彰の対象に追加（H22 年度～）新** ・維持管理が適切に行われ、住宅や住環境が良好に保たれている築 23 年のコーポラティブ住宅を表彰（H22 年度） ・耐震補強を伴う改修を行い、地域の資産として再生した築 40 年の木造長屋を表彰（H22 年度）
②既存住宅流通市場の活性化	進捗度 △
○住宅診断の専門家登録制度の創設 ・既存住宅の耐震性能や維持管理の状況等の第三者評価を行う住宅診断の専門家の登録、情報提供	**■住宅診断の専門家登録制度の検討** 国において、既存住宅の流通促進を目的とした事業（既存住宅のリフォームおよび購入に際し、瑕疵担保保険への加入や住宅改修の履歴を保存することを条件に、リフォーム工事費用等の一部を助成する事業）がモデル事業として実施されることとなったことなどを踏まえ、取組みの方向性について検討中
○住宅の性能や改修履歴等に関する情報の発信 ・住宅性能表示制度の積極的な普及啓発 ・住宅の保守・点検・改修履歴情報の整備・蓄積等の方策検討 ・「（仮称）既存住宅売買ガイドブック」の策定	**■「（仮称）中古住宅購入のためのガイドブック」の検討（H22 年度～）新〔Ｐ１５〕** 市民が安心して既存住宅を売買できるよう、既存住宅を売買する際のチェックポイント等をまとめた「（仮称）中古住宅購入のためのガイドブック」を作成中
○居住ニーズに応じた住み替えの支援 ・住まい情報センターを拠点とした相談体制の充実	**■居住ニーズに応じた住み替えの支援（H11 年度～）** ・住まい情報センターを拠点として、民間住宅情報など総合的な居住情報の発信 ・関係団体と連携し、住み替えに関する情報提供を実施

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
③マンションの適正な維持管理と円滑な建替えの支援	進捗度 △
○分譲マンションの管理・建替支援の充実 ・分譲マンションアドバイザー派遣制度 ・分譲マンション建替検討費助成制度 ・大阪市マンション管理支援機構による情報提供、普及啓発 ・大阪市マンション管理支援機構による支援の充実（管理組合が相互に情報交換できるホームページの作成、交流会の開催など）	**■マンション管理支援機構を通じた活動の充実〔Ｐ１６〕** 法律や建築などの専門家団体等との連携により設立した「大阪市マンション管理支援機構」（H12 年度設立）において、管理組合等に対する情報提供、普及啓発などを実施 **➢マンション管理フェスタの実施（H19 年度～隔年実施）** マンション管理に関する専門家団体、事業者団体の相談窓口の設置や、マンション管理組合のサークル活動の発表など、「マンション管理とコミュニティ」をテーマに、マンション管理に関する様々な情報を提供
○分譲マンションの管理状況等登録制度・評価制度の創設 ・分譲マンションの管理状況や修繕履歴等の情報についての登録制度の創設 ・分譲マンションの管理状況や地域との関わり方などについて評価する制度の検討	**■住まい情報センターにおける相談事業（H11 年度～）** **・一般相談・専門家相談の実施** 一般相談による相談対応のほか、分譲マンションの管理に関して特に専門家による対応が必要と考えられる相談に対して、弁護士等による専門家相談を実施 **・マンション管理支援機構と連携した管理組合相談会の実施**
○民間賃貸住宅ストックの有効活用 ・賃貸住宅オーナー向けの維持管理マニュアルの作成など、普及啓発	**■分譲マンションアドバイザー派遣制度・分譲マンション建替検討費助成制度（H15 年度～）〔Ｐ１６〕** 管理組合の講師役として建築士などの専門家を現地に派遣 建替え検討の初期段階における調査費用について補助を実施
④市営住宅ストックの有効活用と地域まちづくりへの貢献	進捗度 ○
○市営住宅ストックの適切な更新・維持管理 ・大阪市営住宅ストック活用計画に基づく更新、維持管理 ・ストック総合活用計画に基づく建替えや耐震改修、修繕等の計画的な実施	**■市営住宅ストックの適切な更新・維持管理** **➢市営住宅ストック総合活用計画（H13 年度策定、H18 年度見直し）に基づく、市営住宅の建替え等の推進** 市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建替えや住戸改善等を計画的・効率的に推進 全面的改善及び EV 単独設置については、費用対効果等を勘案して、対象住宅を限定し実施
○市営住宅ストックの地域まちづくりへの活用 ・市営住宅ストックの地域まちづくりへのさらなる活用（敷地の空きスペースの活用、住宅の外壁の有効活用など） **「市民住宅」への再編** 「ストックの効率的な活用」「コミュニティの再生」「地域のまちづくりへの貢献」といった基本的な考え方のもと、市民の幅広い居住ニーズに対応し、より多くの市民に支持される「市民住宅」の実現を図る	**■建替跡地を活用した民間活力による中堅層向け住宅供給の推進（H15 年度～）** **■団地再生モデルプロジェクトの推進（H19 年度～）〔Ｐ１７〕** 魅力ある住宅地の形成に向けて、市営住宅の建替事業とあわせ、建替え余剰地を活用した民間マンションや生活利便施設の導入を進める団地再生モデルプロジェクトを実施（H19 年度 天王寺区小宮住宅） **■コミュニティビジネス等の導入（H19 年度～）〔Ｐ１７〕** 団地や地域の活性化を図るため、子育て支援や高齢者支援等に取組む NPO 団体等にコミュニティビジネスの活動拠点として市営住宅の 1 階空き住戸を提供（現在、11 団体が活動中） **■低利用地を活用した生活利便施設等の導入（H21 年度～）新〔Ｐ１８〕** 団地や地域の活性化を図るため、入居者の高齢化により低利用となった児童遊園など市営住宅敷地の一部を活用し、生活利便施設や健康福祉施設等の導入を図る取組みを実施（1 団地において平成 23 年 4 月中旬にコンビニエンスストアが営業開始予定　事業用借地権により公営住宅敷地を行政財産のまま民間事業者等に貸付け：全国初） **■地域の利便向上に向けた附帯駐車場空き区画の活用（H21 年度～）〔Ｐ１８〕** 市営住宅の附帯駐車場としての利用状況を勘案しながら、空き区画を一時貸し駐車場として活用 （22 年度末時点の実施台数）18 団地（21 駐車場）・260 区画 **■新婚・子育て世帯、中堅層世帯の入居促進【再掲】〔Ｐ１８〕** 団地におけるコミュニティミックスを図るため、新婚・子育て世帯の別枠募集を実施 （募集戸数）平成 22 年度：新婚・子育て世帯向けの別枠募集　367 戸 市営すまいりんぐ（子育て応援型）の募集　63 戸

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔　〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（６）環境に配慮した住まい・まちづくりの推進

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
①省エネルギー・省CO_2型住宅・建築物の整備促進	進捗度 ◎
○「（仮称）環境配慮型住宅供給促進事業」の創設 ・省エネルギー化、省CO_2化に関する一定基準を満たす住宅を認定し、当該住宅の購入を支援	**■（仮称）エコ住宅普及促進事業の創設（H23 年度～）新〔Ｐ１９〕** 断熱性能の向上や緑地の確保、太陽光発電等の創エネルギー設備等のハード基準を満たすとともに、省エネナビ等の居住者の環境意識を高める設備を有する住宅を「大阪市エコ住宅」として認定し、認定を受けた住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を実施
○住宅・建築物における省エネルギー化等の促進 ・環境に配慮した先導的な住宅計画の指針となる「（仮称）省エネルギー住宅　建設・改修ガイドブック」の作成 ・住宅改修による省エネルギー機器の導入等の支援 ・容積率の割増制度等を活用し、建築物への省エネルギー機器の設置を誘導 ・市設建築物において、ＥＳＣＯ事業の推進や太陽光発電設備の導入等、省エネルギー化、省CO_2化の取組みを進め、その効果を情報発信 ・国産材利用のCO_2削減効果等に関する情報提供	**■省エネ改修アドバイザー派遣制度（H23 年度～）新〔Ｐ１９〕** 分譲マンションの省エネルギー化、省CO_2化を図るため、「分譲マンションアドバイザー派遣制度」を拡充し、分譲マンションの省エネルギー改修についてアドバイスを行う専門家を無料で派遣 **■「（仮称）住まいの省エネ・省CO_2化のためのガイドブック」の検討（H22 年度）新〔Ｐ２０〕** 環境に配慮した住宅を整備するための指針として、住宅の建設や改修の際に導入することのできる、省エネルギーに関わる工事や設備の具体例を取りまとめた「（仮称）住まいの省エネ・省CO_2化のためのガイドブック」を作成中 **■容積率の割増制度等を活用し、建築物への省エネルギー機器の設置を誘導** 省エネ・創エネ設備を設置する場合、容積率を割増（建築基準法第 52 条第 14 項許可） **■市設建築物における省エネルギー・新エネルギー設備の導入** ＥＳＣＯ事業の推進やＬＥＤ照明の導入拡大など **■国産材を利用した住まいづくりに関する情報提供** 「住まい・まちづくり・ネットワーク」を活用し、国産材を使った住まいづくりに関するセミナーを開催（H19 年度～）
○公的住宅における「（仮称）環境配慮型モデルプロジェクト」の実施 ・公的賃貸住宅の建替事業等において、環境に配慮した先導的な取組みを行うモデルプロジェクトの実施と、効果検証、普及啓発	**■市営住宅における水道水ミスト散布実証実験の実施（H19 年度）〔水道局実施〕** 市営住宅において、ベランダや屋上等での水道水ミスト散布による、集合住宅の室内環境の改善効果を検証

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況		
②住宅・建築物におけるヒートアイランド対策の促進		進捗度	◎
・大阪市建築物総合環境評価制度（ＣＡＳＢＥＥ大阪） ・保水性舗装の導入や敷地内緑化、ドライ型ミスト装置等の設置誘導 ・ヒートアイランド対策を考慮したＣＡＳＢＥＥ大阪の充実	**■大阪市建築物総合環境評価制度（CASBEE 大阪）の実施（H16 年度～H22 年度）〔計画調整局実施〕〔Ｐ２０〕** 建築物の着工に際し、建築主が建築物の環境の品質・性能と外部環境への負荷について、総合的な評価を行い、市がホームページ等で公表（容積対象面積 5,000 ㎡を超える新築建築物が対象） **➢CASBEE 大阪 OF THE YEAR の実施（H18 年度～）** CASBEE 大阪において特に優秀な評価を得た民間の建築物を顕彰し、広く市民に情報発信 **■大阪市建築物総合環境評価制度（CASBEE 大阪みらい）の実施（H23 年度～）新〔計画調整局実施〕〔Ｐ２０〕** 従前の制度に加え、以下の内容を新たに実施 **➢届出対象の拡充** ・延べ面積 300 ㎡以上 容積対象面積 5,000 ㎡以下の新築建築物を任意届出対象 ・延べ面積 300 ㎡以上の既存建築物を任意届出の対象 ・延べ面積 300 ㎡以上の省エネ改修を任意届出の対象 **➢建築物環境性能表示制度（ラベリング）の実施** マンションやオフィスビルなどについて、購入者や入居者が環境に配慮した建物を選択しやすいよう、建築主が分譲や賃貸の募集を行う際に、広告等に建物の環境性能を表示 **■市営住宅ストックを活用したドライ型ミスト散布事業の実施（H20 年度）〔水道局実施〕** ヒートアイランド対策の一環として実施するドライ型ミスト散布モデル事業のフィールドとして、市営住宅団地の敷地・建物を提供		
③都市における自然環境の創出		進捗度	△
・総合設計制度 ・建築物に附属する緑化指導指針、大規模事前協議（緑化等）、緑化助成制度 ・再開発など大規模な建築計画に際し、生物多様性に配慮した敷地内緑化や水辺の整備など、自然環境と調和したまちづくりの誘導方策の検討	**■総合設計制度における緑化基準の強化（H18 年度～）〔計画調整局実施〕** 一般の歩行者利用空間である公開空地内に積極的に緑を創出するため、公開空地において、高木、中木等を適切に配置するなど、その面積の 20%以上の緑化を施すことを新たに義務付け **■大規模建築物の建設計画の事前協議における緑化指導（S49 年度～）〔ゆとりとみどり振興局実施〕** 大規模建築物を建設する際、建設計画区域の 3%以上の緑地設置を指導 （建築物の用途に住宅が一部含まれる場合には、建設計画区域の 3%以上の公園又は広場と 3%以上の緑地設置を指導） **■建築物に附属する緑化指導指針（H4 年度～）〔計画調整局実施〕** 500 ㎡以上の敷地で建物を建築する際、敷地面積の 3%以上の緑地設置を指導		

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔　〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

（７）総合的な住情報提供プログラムの構築

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況
①多様化・高度化するニーズに応える住情報提供体制の充実	進捗度 ○
○住情報ニーズの把握と相談対応の強化 ・住まい情報センターにおける相談事業、ライブラリー事業、普及・啓発事業の実施 ・住まい情報センターにおいて、迅速な情報収集、相談体制の強化、課題に対応したセミナーやシンポジウムの開催など、相談・普及啓発事業の充実 ・市民ニーズの変化を的確にとらえ、住宅施策の展開に反映できるよう住まい情報センターの機能を強化	**■住まいに関するシンポジウム・セミナーの開催や相談対応等の実施〔Ｐ２１〕** ・住まい情報センターにおいて、住まいに関する相談対応やセミナー・シンポジウムを開催するとともに、住まい関連の図書・資料が揃うライブラリーを併設するなど、住まいに関する幅広い情報提供・普及啓発を実施 ・住情報ニーズを把握するため、相談者、セミナー受講者、ライブラリー利用者等に対しアンケート調査を行い様々な意見を収集するとともに、ホームページ「住まい・まちづくり・ネット」上で、セミナー参加者からの意見受付を行うなど、積極的な情報収集を実施(H19 年度～) ・外部有識者を交えた事業推進会議を毎月開催し、多く寄せられている相談に対する回答内容や、市民ニーズに対応した普及啓発事業の実施等について検討（H20 年度～）
○関連団体等と連携した住情報提供の充実 ・「住まい・まちづくりネットワーク」を活用した住情報サービスの提供 ・「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、ＮＰＯや専門家団体等と連携したセミナーやシンポジウム、相談会等を実施 ・福祉分野などに関連する住情報提供の充実 ・消費者センターや住宅・リフォーム紛争処理支援センター等との連携による相談対応 ・住宅の維持管理や改修に関する専門的な相談や業者選びなどについて、関連団体等との連携によりサポートできる体制を構築	**■住まい・まちづくりネットワークを活用した住情報の提供〔Ｐ２１～２２〕** ・専門家団体やＮＰＯ等と協働し、イベント、セミナー、個別相談会等を行う「タイアップ事業」を実施(H19 年度～) ・専門家団体やＮＰＯ等と協働し、地域団体や学校等の要請に応じて、住まいやくらしに関する出前講座を実施。(H21 年度～) 新 **■関連団体等と連携した住情報提供の充実** ・大阪弁護士会、NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、大阪府建築士会、大阪建築士事務所協会等の専門家団体と連携し、資金計画、建築・リフォーム、法律、分譲マンション（法律・管理一般）に関する専門家相談を実施 ・大阪市消費者センターと連携し、住まいに関連する相談事例等の情報を共有し、対応を検討 ・大阪市耐震改修支援機構において、建物所有者の依頼に応じて耐震診断や耐震改修工事等の実績がある事業者を紹介（H21 年度～）【再掲】 ・リフォネットの登録事業者の情報を提供（H17 年度～）【再掲】
②居住地の魅力情報の広域的な発信	進捗度 △
○居住地イメージの向上をめざした情報発信の充実 ・「住まい・まちづくりネットワーク」を活用した居住地魅力の情報発信 ・特色ある居住地等の情報について、様々なメディアを通じて積極的に発信 ・住まい・まちづくりネットワーク事業におけるＮＰＯ等とのタイアップイベント、「住まい・まちづくりネット」、ライブラリー事業等の充実	**■住まい・まちづくりネットワークを活用した居住地魅力情報の発信〔Ｐ２１～２２〕** ・専門家団体やＮＰＯ等と協働し、まち歩きなどのイベント、セミナー等を行う「タイアップ事業」を実施(H19 年度～【再掲】 **■多様な媒体による居住地の魅力や住まい・まちづくり活動の情報発信〔Ｐ２２〕** ・住まい・まちづくり・ネットワークのポータルサイト「住まい・まちづくりネット」や、ホームページ「おおさか・あんじゅ・ネット」等を活用し、大阪市の居住地魅力やまちづくり活動等の情報を発信 ・住まい・まちづくり・ネットワークの携帯電話向けホームページ「住まい・まちづくり・ネット MOBILE」を開設し、大阪市の居住地魅力やまちづくり活動等の情報を発信(H22 年度～) 新
○大阪くらしの今昔館による都市居住文化の発信 ・大阪の住文化に関する情報発信 ・市民ボランティア「町家衆」による館内町家ツアー等の開催 ・大阪くらしの今昔館において、住まい・まちづくりの歴史や住むまちとしての大阪の魅力を一層積極的に発信	**■大阪くらしの今昔館による「住むまち・大阪」の魅力発信〔Ｐ２３〕** ・「大阪くらしの今昔館」において、江戸時代の大坂のまちなみの実物大での再現や、明治時代以降の大阪の住まいの様子を精巧な模型などで展示するとともに、「住まいと暮らし」に関わる様々なテーマでの企画展や、市民ボランティア「町家衆」と連携したイベント等を実施し、「住むまち・大阪」の都市居住文化を発信 ・市民ボランティア「町家衆」による町家ツアーを定期的に行うほか、希望団体に対しても適宜実施(H14 年度～)

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔 〕内のページ数は、資料２の掲載ページ

今後取り組むべき主要な住宅施策（平成 22 年 2 月答申）	現在の取り組み状況		
③住まい・まちづくりに関わる学習プログラムの充実 教育関係者、ＮＰＯや専門家団体、学識経験者等と連携し、学校教育や生涯学習、地域におけるまちづくりなど様々な場において、住まい・まちづくりに関わる学習プログラムを重層的に展開		進捗度	○
○学校教育等と連携した住まい・まちづくり学習の実施 ・大阪くらしの今昔館における小学生や留学生を対象とした体験学習などの実施 ・学校への「ゲストティーチャー」の派遣、住まいやまちに関する作文・絵画コンクール等の実施 ・学校教育における継続的な「住まい・まちづくり学習」の実施に向けた検討 ・大学生、専門学校生等との協働による子どもたちに居住文化を継承する仕組みの検討	**■学校教育等と連携した住まい・まちづくり学習の実施〔Ｐ２３〕** ・大阪くらしの今昔館において、小学生を対象に昔の生活道具の紹介や暮らしの体験等、体験学習を実施 ・大阪くらしの今昔館館蔵品を活用し、昭和のくらしの道具への理解を深めるための、子ども向け学習用 DVD を製作(H22 年度～) 新		
○生涯学習における住まい・まちづくり学習の実施 ・住まいに関する消費者向けの生涯学習プログラムの実施 ・「生涯学習ルーム」等へ専門家等を講師として派遣 ・大阪くらしの今昔館を活用した多様な参加プログラム等の企画、実施の充実や、大学等と連携した、新たな住まい・まちづくり学習の展開について検討	**■生涯学習における住まい・まちづくり学習の実施〔Ｐ２４〕** ・大学等との連携による住まい・まちづくり学習を実施 ➢小学生や留学生向けにくらしの伝統文化を体験するプログラムを実施(H14 年度～) ➢高齢者の記憶や生活史に焦点を当て、自尊心の向上や心理的安定を図る「回想法」の研究の場として、大阪くらしの今昔館を提供 ➢大学や専門学校との連携により、高校生や大学生向けの住まい・まちづくりに関する体験学習を実施(H22 年度～) 新 ・ゆとりとみどり振興局が開催するミュージアム連続講座やキッズプラザでの夏の企画展等、他の学習関連イベント等に学芸員を講師として派遣。(H18 年度～)		
○地域での住まい・まちづくり学習の実施 ・地域でのまちづくり活動へ参加するきっかけとなるよう、先進的な取り組みを紹介する講座等の実施 ・大学等と連携し、学生が地域の中でまちについて学び、まちづくりに関わる仕組みについて検討	**■地域での住まい・まちづくり学習の実施〔Ｐ２４〕** ・学芸員が現地において解説を行うまち歩きイベントを実施（H23 年度～） 新 ・住まい・まちづくりに取り組む専門家団体やＮＰＯ等と協働・交流を促進する「住まい・まちづくりネットワーク」を活用し、地域でのまちづくり活動を紹介するセミナーやまち歩きなどのイベント等を行う「タイアップ事業」を実施(H19 年度～)		

※新：住宅審議会答申（平成 22 年 2 月）以降、新たに実施した施策・取り組み　　〔　〕内のページ数は、資料２の掲載ページ